函館市情報公開 · 個人情報保護審查会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開・個人情報保護審査会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称,大きさ等)

第2条 公印の名称,大きさ等は,次のとおりとする。

名称	大きさ	書体	個数	用途	管主者
	(ミリメートル)				
函館市情・ 報公情報 個人護審査 会会印	2 1 × 2 1	てん書	1	会長名を もってす る文書	総 務 部 文書法制 課 長

- 第3条 公印は、すべて文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 公印を使用するときは、公印使用簿(別記様式)に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 印 使 用 簿

管		年	月	日	あ	て	先	件	名	部数	使	用者
者	印										職	氏 名